

大規模災害時等に伴う南国警察署と香美市における
香美市役所庁舎の使用に関する協定書

香 美 市
南国警察署

大規模災害時等に伴う南国警察署と香美市における香美市役所 庁舎の使用に関する協定書

大規模地震等の災害発生により、南国警察署香美警察庁舎等南国警察署施設（以下「南国署警察施設」という。）が倒壊、水没等して使用不可能となった場合に、香美市役所庁舎（以下「市庁舎」という。）の一部を南国警察署災害拠点（以下「南国署災害拠点」という。）用施設として使用することに関し、香美市長（以下「甲」という。）と南国警察署長（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震等の災害により南国署警察施設が使用不能になった場合（以下「大規模災害時」という。）に、市庁舎の一部を乙が借用し南国署災害拠点用施設として使用することを目的とする。

（使用箇所の指定）

第2条 大規模災害時に関し、甲が乙に使用を承諾する市庁舎施設の一部とは甲が指定する場所とする。

（使用期間）

第3条 使用期間は、大規模災害時を起算日とし、起算日から原則として3ヶ月以内とする。

（使用申請）

第4条 乙は、使用開始日に、別添「香美市役所庁舎使用許可申請書」を甲に提出するものとする。

（使用期間延長の手続き）

第5条 使用期間の延長については、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

（使用料等）

第6条 市庁舎の使用料は、大規模災害時の一時的な処置のため無償とする。ただ

し、乙は使用が終了したときは、これを原状に復する責務を負う。

(管理責任)

第7条 甲は、乙が市庁舎を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(使用の制限)

第8条 甲は、第1条の規定にかかわらず、市庁舎が周辺住民等の緊急避難場所として利用する必要があるときは、その利用の妨げにならない限りにおいて乙の市庁舎の使用を認めるものとする。乙が市庁舎の使用を開始した後も同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めない事項及び本協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方が記名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有するものとする。

令和 7 年 7 月 1 日

甲 香美市土佐山田町宝町1
香美市長

乙 南国市大埗乙799番地1
南国警察署長

別 添

令和 年 月 日

香美市長 殿

申請者
南国警察署
氏 名 印

香美市役所庁舎使用許可申請書

下記のとおり、「大規模災害時等に伴う南国警察署と香美市における香美市役所庁舎の使用に関する協定書」に基づき、香美市役所庁舎の使用を申請します。

記

1 使用場所

2 使用内容

3 使用期間
令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで

4 使用人員

5 使用責任者
南国警察署
氏 名

6 その他

